

世田谷区区民健康村条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区区民健康村条例施行規則（昭和61年5月世田谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「宿泊利用」を「宿泊利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間」に改め、同号ア及びイ中「の初日の前日」を削る。

第8条中「利用承認書の」を「承認書の」に、「を取り消す」を「の申請を撤回する」に改め、「、利用承認書を返還し」を削る。

第16条を第17条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（キャンセル料の納付等）

第9条 条例第20条第1項本文の規定によりキャンセル料を納付するときは、指定管理者が定める方法によらなければならない。

2 条例第20条第1項ただし書の規定によりキャンセル料の納付を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 施設の都合により利用できなくなった場合
- (2) 災害、感染症等の流行により利用できなくなった場合
- (3) 災害、不慮の事故等により交通手段が断たれた場合
- (4) 利用者又は利用者の親族が死亡し、又は傷病を負った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めた場合

附 則

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第9条の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和9年4月1日以後の利用に係る申請の撤回について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る申請の撤回及び施行日以後に利用の申請をした者の令和9年4月1日前の利用に係る申請の撤回については、なお従前の例による。